

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長

生活衛生関係営業者に対する経営相談・指導等の充実強化等について

昨今の原油等の価格高騰は、生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）に対しても深刻な影響を与えているところであり、厚生労働省としては、原油等高騰に関する緊急対策関係閣僚会議において平成20年6月26日に取りまとめられた「原油等価格高騰対策」に基づき各般にわたる施策を実施しております。

また、平成20年8月29日には、政府・与党において「安心実現のための緊急総合対策」が決定され、中小・零細企業等への支援として生衛業への支援が盛り込まれたところです。

このような状況下においては、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県センター」という。）の役割・機能が重要であり、経営指導員、経営特別相談員の資質の向上はもとより、中小企業診断士等の専門家を積極的に活用し、地区相談の実施か所や巡回相談の回数の増加等相談指導機能の強化を図ることにより、価格高騰により影響を受けている営業者に対し、経営の合理化・安定化や資金繰り等を支援するための経営相談・指導の充実強化を図る必要があります。

また、本年10月から発足する株式会社日本政策金融公庫に承継される生活衛生資金貸付は、営業者の経営の安定化を支援する上での有効な方策であることから、日本政策金融公庫（本年9月までは国民生活金融公庫）、都道府県センター及び生活衛生同業組合等関係機関による当該貸付の円滑な利用等に関しての定期的な説明や意見交換を行う場を設け、現下の厳しい経済状況の下で貸付制度の効果的な活用を支援する必要があります。

平成20年度生活衛生営業指導費補助金については、平成20年8月28日衛発第0828001号本職通知にて内示したところですが、一部の都道府県センターにおいて相談指導事業のうち税務相談や地区相談指導を実施していない、また、活性化事業についても、多くの事業についてその実施割合が低い状況にあります。

については、原油等価格高騰が営業者に与える影響を十分かんがみ、20年度における積極的な事業の実施について再度ご検討していただき、取組事業の充実、拡大を図られるようよろしくお願いいたします。

追加実施する事業については、予算の範囲内において追加内示いたしますので改めて協議書を提出して下さいますよう重ねてお願いします。

(照会先)

厚生労働省健康局生活衛生課

担当 小山（おやま）

電話 03-5253-1111(内線 2437)